

# 仲間の声

■「コロナ」対応で職場がバタバタし、残業も増えています。職員数も少ない中での対応、体調を崩さないようこころし、早く終息することを願います。

元永 直宏さん(守口市職労)

■特別定額給付金は結局、市区町村にすべて押しつけて、急遽担当になった方は対応に忙殺されて大変な思いをされたと思います。本当にご苦労様です。

小田 諭さん(岸和田市職労)

■コロナ禍に、病院職員団結して対応がんばっています。

三宅 陽平さん(吹田市職労)

■コロナに負けず、子どもたちの食の安心・安全を守っています。みんなの笑顔のために！

松岡 智美さん(東大阪市職労)

■暑いけど、真夏もマスクかな。

平木 忍さん(貝塚市職労)

■先日、特別定額給付金が振り込まれました。どこかの自治体では公務員は給付金を寄付するようプレッシャーをかけていると聞きました。大阪がそうではなくてよかったです。給付金は地元のお店街等、応援したいお店に使って予定です。

橋爪 麻美さん(大阪府職労)

■守口学童のみなさん、がんばってください。

児玉 亮太さん(吹田市職労)

## 自治体労働者として「体幹」を鍛える —連続学習会を開催—

(枚方市職労)



枚方市職労は、自治体労働者として、主権者として、その「体幹」を鍛えることができる学習会として、猿橋均さん(前日本自治労連中央執行委員長)を講師に、6月24日と7月8日に連続学習会「テキスト『民主的自治体労働者論』を猿橋均さんと読み解く」を開催し、のべ42人が参加しました。

Part Iは、「『民主的自治体労働者論』ってなんやねん」と題して行われました。これは「自治体労働者自

身の権利・労働条件の確保」と「地域住民の権利の改善や地方自治の発展」の2つのことの実現を統一してめざす運動の考え方であるとして、貝塚市の生活保護の権利侵害問題での貝塚市職労と職場の仲間の実践例なども紹介されました。

Part IIは、「この財産をどう生かし引き継ぐか」として、自治労連結成30年で民主的自治体労働者論に基づく実践が全国的に花開いてきたことを、枚方非常勤裁判が原動力の一つとなった「誇りと怒りの大運動」などにも触れながら話されました。

参加者からは「市民の人の立場・目線になって考えられるか、どんな職員でありたいか、改めて考えさせられるお話でした」などの感想が出されています。

# 仲間の情報

## 責任を誰が負う?

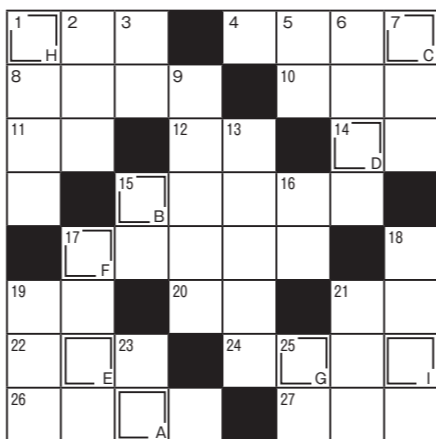


また、また...やっほりね。  
次号は9月13日の定期大会の記事を掲載しますので9月下旬の発行になります

## クロスワードパズル

(解き方)二重ワクの文字をA~Iの順に並べかえてできる言葉を答えてください。

出題者：山本汎昭さん



ヒント：守口学童保育

- ヨコの力ギ
- 速度を増すこと
  - 再び始めること。交渉を〇〇〇
  - 〇する
  - 短期
  - かたくなで意地こぼり。〇〇〇
  - 親父
  - 亀の〇〇より年の〇〇
  - コレに矢をつがえる
  - 〇〇をもつて〇〇を制す
  - 前人のあとをそのまま引き継ぐ
  - 鉄材・鋼材を用いて作った橋
  - アイデア。いい〇〇が浮かんだ
  - 〇〇として行方知れず
  - 大坂夏の〇〇
  - キノコの一種。匂い松茸、味〇〇〇
  - 平面は2次元。3次元は?
  - 大いに手腕をふるうこと。大〇〇〇〇
  - 主なこと。〇〇〇キャスト

- タテの力ギ
- ↑負け越し
  - たしなみ。漢字の〇〇〇がある
  - からっぽ。〇〇白、〇〇虚
  - 甲賀とならんで忍術で有名
  - 親子・子弟の縁を切り追放する
  - 外国。〇〇〇の地に果てる
  - 急ぎあわてるさま。〇〇〇〇〇
  - 帰国する
  - 競馬等でまだ勝利がないこと
  - ↑凹。〇〇レンズ
  - 朝な〇〇なに祈りを捧げる
  - 灯がついたり消えたりすること
  - 産科の医院
  - ボールを器用に扱う水族館の人気者
  - 断ること。謹んで〇〇〇しませ
  - 鬼が出るか〇〇が出るか
  - 〇〇〇に灯をともし貧しい生活

### 5月号の解答 「ジシュクトホショウ」



5月号クイズの正解と当選者  
2020年5月号「クロスワードパズル」の正解は「ジシュクトホショウ」でした。各職場からはがき9通、メール48通合計57人から解答をいただきました。抽選で次の5人のみなさんに図書カードを贈呈します。(敬称略)

▼神戸 幸子(大阪府職労)  
▼市川 悦久(堺市職労)  
▼浅野 牧子(岸和田市職労)  
▼穴戸 光輝(門真市職労)  
▼戸島 恵子(吹田関連労組)

## 落雷や風水害も 火災共済で保障します!

安い掛金でワイドな保障として多くの組合員が加入している火災共済。近年、異常気象により落雷、台風、ゲリラ豪雨等による被害が多くなっています。被害を受けたくらまず、組合へご相談ください。



**落雷** エアコン・テレビ・パソコン・インターホンなどの電化製品の故障の他、テレビのアンテナ故障も対象です。

### 台風・豪雨などの風水害

建物本体の損害額が10万円を超えた場合、被害状況と加入内容により「共済金+臨時費用」をお支払します。テレビのアンテナやエアコン室外機、給湯設備の他、2018年4月1日以降事由発生分については、物置やカーポート等も風水害等の支払対象になります。



★「火災共済」の加入に関わらず、組合員の方には「住宅災害見舞金」の対象となる場合があります。詳細は組合書記局までお問い合わせください★

## 働く仲間のたすけあい 共済コーナー

### 必要書類

#### 火災共済

- 組合所定の火災共済金支払請求書・被災状況報告書などの他に
  - ①罹災証明書(コピー可)
  - ②現場の写真
  - ③見積書(コピー可)
- (注) 床上浸水被害の場合は、必要書類の他に、浸水位置に床からメジャーなどをあて、計測している状態の写真が必要となります。

#### 住宅災害見舞金(組織共済)

- 組合所定の支払請求書・事由証明書などの他に「罹災証明書」が必要です。
- ※被害額の下限はありません。

いずれの場合も被害額が100万円を超える場合は、現場確認にうかがう場合がありますのですぐに書記局へご連絡をお願いします。